

議案第 3 号

大分県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

大分県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約を次のように定める。

平成 23 年 7 月 27 日提出

大分県国民健康保険団体連合会
理 事 長 新 貝 正 勝

大分県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

大分県国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項中「3」を「2」に改める。

附 則

この規約は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。